

平成22年10月6日
食品安全委員会事務局

中村 幹雄 様

前略にて失礼致します。

この度は、食品安全委員会のホームページに掲載した「加工食品中のアクリルアミドに関するQ&A」（平成21年6月1日更新）につきまして、ご指摘いただきありがとうございます。

内容を確認したところ、ご指摘のとおり、単位の扱いに誤りがありましたので、下記のとおり修正を行います。

なお、修正に当たりましては、世界保健機関（WHO）で発表している表現をそのまま引用し、飲料水「1kgあたり」を「1リットルあたり」といたします。

今後とも、食品安全委員会の活動にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

飲料水中のアクリルアミドについては、世界保健機関（WHO）が0.5ppb（飲料水1kg当たりのアクリルアミド500 μ g）というガイドラインレベルを推奨しています。

欧州連合（EU）では、水道水のアクリルアミド基準値は0.1ppb（水道水1kg当たりアクリルアミド100 μ g）です。

↓

飲料水中のアクリルアミドについては、世界保健機関（WHO）が飲料水1リットル当たりのアクリルアミド0.5 μ g（0.5ppb）というガイドラインレベルを推奨しています。

欧州連合（EU）では、飲料水のアクリルアミド基準値は飲料水1リットル当たりアクリルアミド0.1 μ g（0.1ppb）です。

内閣府食品安全委員会事務局
情報・緊急時対応課管理係 内海
電話：03-6234-1117